

平成23年第4回美幌町議会臨時会会議録

平成23年5月10日 開会

平成23年5月10日 閉会

平成23年5月10日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 選挙第 1 号 議長の選挙について
日程第 4 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について
日程第 6 議席の指定について
日程第 7 選任第 1 号 議会運営委員の選任について
日程第 8 選任第 2 号 常任委員の選任について
日程第 9 選挙第 3 号 美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙について
日程第 10 町長就任宣誓
(所信表明)
日程第 11 承認第 1 号 専決処分の承認について [平成 22 年度美幌町一般会計補正予算 (第 12 号)]
日程第 12 承認第 2 号 専決処分の承認について [平成 22 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 7 号)]
日程第 13 承認第 3 号 専決処分の承認について [平成 22 年度美幌町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)]
日程第 14 承認第 4 号 専決処分の承認について [平成 22 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)]
日程第 15 承認第 5 号 専決処分の承認について [平成 22 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 7 号)]
日程第 16 承認第 6 号 専決処分の承認について [平成 23 年度美幌町一般会計補正予算 (第 1 号)]
日程第 17 承認第 7 号 専決処分の承認について [平成 23 年度美幌町一般会計補正予算 (第 2 号)]
日程第 18 同意第 2 号 監査委員の選任について
日程第 19 議案第 35 号 平成 23 年度美幌町一般会計補正予算 (第 3 号) について
追加日程第 1 閉会中の継続調査について
追加日程第 2 決議案第 1 号 美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会設置に関する決議について
日程第 20 報告第 3 号 専決処分の報告について

○出席議員

- | | | | |
|------|---------------|------|----------------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 4 番 | 柏 葉 久 子 君 |
| 5 番 | 中 嶋 すみ江 君 | 6 番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 7 番 | 上 杉 晃 央 君 | 8 番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 | 10 番 | 宗 像 密 瑠 君 |
| 11 番 | 大 原 昇 君 | 12 番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 13 番 | 橋 本 博 之 君 | 議長 | 14 番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

| | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|
| 美幌町長 | 土谷耕治君 | 教育委員会 委員長 | 山内和裕君 |
| 農業委員会 会長 | 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会 委員長 | 加藤茂君 |

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

| | | | |
|------------------|-------|---------|--------|
| 副町長 | 染谷良君 | 総務部長 | 浅野俊伸君 |
| 民生部長 | 馬場博美君 | 経済部長 | 平野浩司君 |
| 建設水道部長 | 磯野憲二君 | 病院事務長 | 大村英則君 |
| 会計管理者 | 鈴木元春君 | 事務連絡室長 | 糸屋定春君 |
| 総務主幹 | 高崎利明君 | 住民活動主幹 | 丸山俊夫君 |
| 政策財務主幹 | 平井雄二君 | 契約財産主幹 | 村田純一君 |
| 環境生活主幹 | 石田勇一君 | 児童支援主幹 | 佐藤和恵君 |
| 福祉主幹 | 岩田憲次君 | 健康推進主幹 | 立花八寿子君 |
| 農政主幹 | 谷川明弘君 | 公社主幹 | 広島学君 |
| 耕地林務主幹 | 伊成博次君 | 商工観光主幹 | 戸井田准一君 |
| 施設管理主幹 | 門別孝志君 | 住宅建築主幹 | 佐藤修君 |
| 水道主幹 | 澤嶋雅俊君 | 事務連絡室次長 | 篠永幸男君 |
| 教育長 | 川崎俊郎君 | 教育部長 | 佐藤庄一君 |
| 学校教育主幹 | 藤原豪二君 | 学校給食主幹 | 伊原薫君 |
| スポーツ振興主幹 | 田村圭一君 | 農委事務局長 | 嶋田秀行君 |
| 選管事務局長 監査委員室長 | 武田孝司君 | | |

○議会事務局出席者

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 事務局長 | 高坂登貴雄君 | 次長 | 荒井紀光子君 |
| 議事係長 | 小室保男君 | 庶務係長 | 松尾まゆみ君 |

午前 9時52分 開会前

○事務局長（高坂登貴雄君） おはようございます。

議会事務局長の高坂と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、開会前に自己紹介を行いたいと思います。

初めに議員の方から、仮議席1番から、その席で順次お願ひいたします。

○仮1番（松浦和浩君） 松浦和浩です。よろしくお願ひいたします。

○仮2番（中嶋すみ江君） 中嶋すみ江です。よろしくお願ひいたします。

○仮3番（吉住博幸君） 吉住博幸です。お世話になります。

○仮4番（橋本博之君） 橋本博之です。どうかよろしくお願ひいたします。

○仮5番（大原昇君） 大原昇です。よろしくお願ひいたします。

○仮6番（上杉晃央君） 新人の上杉晃央です。よろしくお願ひいたします。

○仮7番（柏葉久子君） 柏葉久子です。また4年間よろしくお願ひいたします。

○仮8番（早瀬仁志君） 早瀬仁志です。よろしくお願ひいたします。

○仮9番（古館繁夫君） 古館です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○仮10番（岡本美代子君） 岡本美代子です。よろしくお願ひいたします。

○仮11番（坂田美栄子君） 坂田美栄子です。よろしくお願ひいたします。

○仮12番（新鞍峯雄君） 新人の新鞍峯雄です。よろしくお願ひいたします。

○仮13番（大江道男君） 大江道男でございます。よろしくお願ひいたします。

○仮14番（宗像密瑠君） 宗像密瑠でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 次に、町長部局の町長から順次お願ひいたします。

○町長（土谷耕治君） 町長の土谷耕治でござ

います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○副町長（染谷良君） 副町長の染谷良でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○総務部長（浅野俊伸君） 総務部長の浅野俊伸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務主幹（高崎利明君） 総務主幹の高崎利明と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

○民生部長（馬場博美君） 民生部長の馬場博美です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済部長（平野浩司君） 経済部長の平野浩司です。よろしくお願ひいたします。

○建設水道部長（磯野憲二君） 建設水道部長の磯野憲二です。よろしくお願ひいたします。

○病院事務長（大村英則君） 病院事務長の大村英則です。よろしくお願ひいたします。

○会計管理者（鈴木元春君） 会計管理者の鈴木元春です。よろしくお願ひいたします。

○政策財務主幹（平井雄二君） 政策財務主幹の平井雄二と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務連絡室長（糸屋定春君） 美幌・津別広域事務組合事務連絡室長の糸屋定春と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（高坂登貴雄君） 次に、執行機関の教育委員長から順次お願ひいたします。

○教育委員長（山内和裕君） 教育委員長の山内和裕です。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○選管委員長（加藤茂君） 選挙管理委員長の加藤茂です。よろしくお願ひいたします。

○選管事務局長（武田孝司君） 選挙管理委員会事務局長兼監査委員室長の武田孝司です。よろしくお願ひいたします。

○教育長（川崎俊郎君） 教育長の川崎俊郎です。よろしくお願ひいたします。

○教育部長（佐藤庄一君） 教育部長の佐藤庄一です。よろしくお願いいたします。

○農業委員会会長（鈴木幸往君） 農業委員会会長の鈴木幸往でございます。よろしくお願いいたします。

○農委事務局長（嶋田秀行君） 農業委員会事務局長、嶋田秀行です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（高坂登貴雄君） 議会事務局職員、お願いします。

○次長（荒井紀光子君） 議会事務局次長の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務係長（松尾まゆみ君） 庶務係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○議事係長（小室保男君） 議事係長の小室です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（高坂登貴雄君） 以上で、自己紹介を終わります。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、年長議員であります宗像密瑠議員を御紹介します。

宗像議員、議長席によろしくお願いいたします。

○臨時議長（宗像密瑠君） ただいま紹介されました宗像密瑠です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○臨時議長（宗像密瑠君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回美幌町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（宗像密瑠君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（宗像密瑠君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番松浦和浩さん、3番吉住博幸さんを指名します。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時58分 再開

○臨時議長（宗像密瑠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（宗像密瑠君） 日程第3 選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宗像密瑠君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宗像密瑠君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に、古館繁夫さんを指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました古館繁夫さんを議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宗像密琇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました古館繁夫さんが議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました古館さんが議場におられますので、会議規則第33条2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました古館繁夫さんから発言を求められておりますので、これを許します。

古館繁夫さん、登壇願います。

○議長（古館繁夫君）〔登壇〕先ほど、議員皆さんから指名推選ということで御指名いただきました古館です。今まで私も議員生活5期20年間終わって、今回、6期目ということではありますが、荻野さんが議長になられたときには指名推選というふうに記憶しておりますが、過去いろいろな出来事がありました。

今回こうやって議員皆さんの全員の御推挙で指名推選をいただきましたことは、この上もない限りでありまして、議員全員皆さん方の思いをしっかりと心に刻みたいというふうに思っております。

もとより浅学非才の私であります。議員皆さんの御知恵や御指導をいただき、また、町長を初め職員の皆さん、また事務局の皆さんのアドバイスなどをいただきながら職務を全うしたいというふうに思っております。

御案内のとおり、この4月から自治基本条例がスタートするというので、議会にも大きな課題が課せられております。また、さきの選挙の中で、この議員の中にも、私も含めて、議会改革を大きく町民に訴えられて当選をされた方々がいらっしゃいます。そういう思いも議員みんなで共有をして、そして議会は変わったと、議員みんなが一生懸命、町民

皆さんの信託を背中にしょって、わかる議会、そして議員皆さんが説明責任を十分果たされたり、また、基本条例の中にある議会としての役割、役目ということについても、皆さんの協議のもとで進めなければならないのは当然でありますけれども、町民皆さんから見ても、先ほど述べたような見える、また、一生懸命議員が活動されているというそういう姿勢を、町民の皆さんから見ていただいてもわかるような、そういう議会運営を今後さらに意を持って進めていきたいというふうに思っております。

意を十分尽くせませんが、きょうこうやって全員の皆さんの指名推選をいただきましたことは、間違いなく美幌議会の新しい一歩だというふうに感じております。

どうか今後とも皆さんの御支援をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（宗像密琇君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

古館議長、議長席にお着きください。

（古館議長、議長席に着く）

◎日程第4 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、加藤選挙管理委員会委員長、本日午後から欠席の旨、本多監査委員、本日欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

なお、議会広報用、町広報用のため、議事模様について写真撮影を行いますので御了承願います。

また、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、坂田美栄子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました坂田美栄

子さんを副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました坂田美栄子さんが副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された坂田美栄子さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました坂田美栄子さんから発言を求められておりますので、これを許します。

坂田さん、登壇願います。

○副議長（坂田美栄子君）〔登壇〕 ただいま副議長に選任されました坂田でございます。副議長の任務といたしましては、議長を補佐し、議会運営をいかにスムーズに行っていくかとの認識を新たにしているところでございます。

私の持つ力は微力ではありますが、皆さんのお力をかりて大きく成長させていきたいと考えていることの一つには、議会は議員同士の討議の場であります。従来より形が変わりつつありますし、ここ数年、本来の姿を確立しようと意欲的に改革してきております。これから連携を図りながら、もっと活発な討議ができる場になればと思っております。

二つ目には、23年4月1日から施行されております自治基本条例に基づいて、議会のあり方、二元代表制の機能が高められるように連携を図っていきたいと考えております。

議長のよきパートナーとして、よりよい議会、住みやすい美幌町を目指して頑張りたいとの意を強くしているところでございますので、皆さんの御協力をどうぞよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午後 1時00分 再開
○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定について

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の氏名とその議員番号は、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

それぞれ、ただいま指定の議席に移動を願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時01分 休憩

午後 1時04分 再開
○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

◎日程第7 選任第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 選任第1号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番新鞍峯雄さん、7番上杉晃央さん、9番坂田美栄子さん、11番大原昇さん、12番吉住博幸さん、以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長互選をお願いいたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に吉住博幸さん、副委員長に大原昇さん、以上のとおり互選されました旨を御報告いたします。

◎日程第8 選任第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 選任第2号常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教厚生常任委員に、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さん、6番松浦和浩さん、7番上杉晃央さん、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さん、12番吉住博幸さん。

経済建設常任委員に、3番早瀬仁志さん、4番柏葉久子さん、5番中嶋すみ江さん、10番宗像密琇さん、11番大原昇さん、13番橋本博之さん、14番古舘繁夫、以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

次に、議長の常任委員の辞任の件を議題としますので、副議長と交代いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

○副議長（坂田美栄子君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（坂田美栄子君） ただいま経済建設常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長の辞任を認めているところでもありますので、経済建設常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂田美栄子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の経済建設常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 1時37分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務文教厚生常任委員会の委員長に大江道男さん、副委員長に岡本美代子さん。

経済建設常任委員会の委員長に橋本博之さ

ん、副委員長に柏葉久子さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 選挙第3号美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

美幌・津別広域事務組合議会議員に、柏葉久子さん、松浦和浩さん、岡本美代子さん、大原昇さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4人の方を、美幌・津別広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、柏葉久子さん、松浦和浩さん、岡本美代子さん、大原昇さんが美幌・津別広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4の方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第10 町長就任宣誓

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 町長就任宣誓。

去る5月1日に美幌町長に就任されました土谷町長から、美幌町自治基本条例第34条の規定により就任時の宣誓をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 宣誓。

私は、町長という地位が町民の皆さんの信託によるものであることを深く認識し、地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るとともに、美幌町自治基本条例の基本理念の実現のため、公正かつ誠実に職務に邁進することを誓います。

平成23年5月10日、北海道美幌町長土谷耕治。

◎所信表明及び提出案件の概要説明

○議長（古舘繁夫君） 町長から、所信表明及び本臨時議会に提案している案件の概要説明をしたいとの申し入れがありますので、これを許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 平成23年第4回美幌町議会臨時会の開会に当たりまして、貴重なお時間をおかりし、これから4年間にわたる2期目の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、美幌町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の御支持をいただき、当選の榮に浴し、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。二万二千町民の皆さんの熱い期待におこたえできるよう、4年間の町長としての経験を力に、新たな決意と信念を持って町長の責務を担っていく覚悟であります。

4年間を振り返りますと、世界同時不況や歴史的な政権交代など大きな変革期にあって、極めて厳しい自治体運営を強いられる中、「選択と集中、重点化」を基本に、議会

及び町民の皆さんを初め、自治会、ボランティア団体、NPO活動を行う皆さん等と力を合わせ、まちづくりに取り組んでまいりました。その結果、地域力が結集したまちづくりの基盤が、あらゆる面で確実に実感として進んできたことと受けとめており、将来に対する手ごたえも感じたところであります。

国は、今後の国づくりの基本方針を「地域が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う」いわゆる地方分権・地域主権へと国と地方のあり方を大きく転換していく方針としたところであり、今後ますます加速し、近い将来には新たな時代を迎えようとしているものと認識をしております。

美幌町の将来を見据えると、少子高齢・人口減少傾向が進むことは明らかであります。また、健康や医療・福祉の問題、基幹産業の農業を初めとする一次産業を守りどう発展させていくか、商工業の振興や地域経済の発展と継続的な雇用の確保及び新たな雇用の創出、さらには財政の問題、地域の安心安全の確保など、解決へ向け取り組まなければならない多くの課題があります。これらに真正面から向き合い、乗り越えていかなければ「びほろ」のあしたは切り開いていけません。

住民の皆さんにとりましても、生活の身近な問題が従来にも増して厳しい状況にあると認識しているところであります。こうした状況を認識した上で、心構えも新たに、ふるさと「びほろ」の発展と町政の推進、住民福祉の充実のため全力を尽くしてまいり所存であります。

ふるさと美幌は、豊かな自然、豊富な地域資源と人の力が結集できる風土と歴史があり、将来に大いなる発展の可能性を秘めた町であると考えています。こうした地域資源を守り育てながら、地域発展のために利活用を図ること、町民の結集と総合的な地域の力を発揮することで、平成23年4月に施行された美幌町自治基本条例による町民主体の自治が実現するものと確信をいたしているところであります。

私は、安心安全に住むことができ、将来に希望や夢の灯りがともり、「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」を目指してまいります。その実現のために、基本目標として「5つの約束」を、さらに主な事業として38の事業を掲げ、任期中に実現を図ることを町民の皆さんにお約束してまいりました。

基本目標として、第1に、地域基幹産業の振興と町内企業を応援、資源を活かし「びほろ」の活性化を図ります。

第2に、地域医療の充実を図ります。

第3に、健康づくりの推進と介護、福祉の充実を図ります。

第4に、自治会・ボランティア・NPOなどの地域活動を応援し地域力の結集を図ります。

第5に、安心安全で「住んでていいなあ」と実感できるまちづくりを目指します。の「5つの約束」を掲げ、主な38の事業の取り組みについて全力を傾注していく覚悟であります。

私自身に足らざる点が多いことを自覚しつつ、町民の皆さん、議会議員の皆さんを初め関係各位の御指導、御鞭撻をいただき、限られた予算と4年間の任期の中で、町民の皆さんの願いを形にして夢を紡いでいくのが私に与えられた使命であると考えております。

軸足をこの町に置き、町民の皆さんと向かい合い、話し合い、多くの力を結集すること、「すべては話し合うこと」からを基本に、スピード感を持って「そして前へ」向かって全力を尽くしてまいります。

以上、これからの町政を進める上での所信の一端を申し上げましたが、すべてが一朝一夕にできるものとはもとより思っておりません。町民の皆さんに一番身近で基礎的な自治体である町は、健全財政の基盤の上に立って、継続的に安定した行政サービスを提供していくことを使命としており、途切れのない息の長い仕事であります。

どうか私の決意をお酌み取りいただき、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、

今後の町政運営に対しまして一層の御指導、御理解、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

平成22年度一般会計補正予算については、国の緊急総合経済対策に係る会計処理等のため急を要したこと。

平成22年度国民健康保険特別会計補正予算については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成22年老人保健特別会計補正予算については、医療給付費に係る会計処理などのため急を要したこと。

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算については、後期高齢者医療保険料に係る会計処理などのため急を要したこと。

平成22年度公共下水道特別会計補正予算については、公共下水道事業費補助金の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成23年度一般会計補正予算（第1号）については、東日本大震災支援対策のため急を要したこと。

平成23年度一般会計補正予算（第2号）については、美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例適用のため急を要したことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

議会議員から選任しております監査委員の平野茂夫氏は、本年4月末をもって任期満了となりましたので、その後任の人事について御同意を賜りたいのであります。

平成23年度一般会計補正予算（第3号）について。

補正の内容につきましては、議員共済会負担金として2,903万円、住宅リフォーム促進補助金として2,200万円、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金積立金として8,033万4,000円の補正

を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明といたします。

以上、御説明をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

◎日程第11 承認第1号

○議長（古館繁夫君） 日程第11 承認第1号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の10ページをお開きいただきたいと思っております。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の11ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分書。

国の緊急総合経済対策に係る会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日、美幌町長土谷耕治。

記以下については、次の12ページから御説明申し上げます。

平成22年度美幌町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

平成22年度美幌町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,735万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ118億388万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」で御説明申し上げます。

それでは、17ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費について御説明申し上げます。

この部分につきましては、ことしの1月の臨時議会におきまして補正させていただきました地域活性化交付金に係る住民生活に光をそそぐ交付金によります7本の事業と、本年2月の臨時議会において補正させていただきましたきめ細かな交付金によります6本の事業、さらに3月定例議会において補正させていただきましたきめ細かな生活基盤整備事業の合計14本の事業につきまして、平成22年度中に事業を終了することができないため、財源を繰り越しまして平成23年度に実施するものでございます。

一番上の総務費の庁舎玄関改修事業の547万9,000円でございますが、これはきめ細かな交付金の事業で、庁舎正面玄関の風除室の設置及び身障者用スロープを含めまして、ノンスリップゴムマットを設置するものでございます。

次の民生費の老人憩の家ボイラー改修事業費の518万円でございますが、これもきめ細かな交付金の事業で、老人憩の家の老朽化に伴います給湯及び暖房用ボイラーとろ過器の更新を行うものでございます。

その下の民生費の子ども発達支援センター図書等購入事業12万6,000円、次の学童保育所図書等購入事業6万3,000円、次の季節保育所図書等購入事業20万7,000円と、次のへき地保育所図書等購入事業の9万7,000円につきましても、住民生活に光をそそぐ交付金によりまして、それぞれの施設における子供たちの教材として、絵

本、図鑑、DVD等の教材を購入するものがあります。

次の農林水産業費の農業活性化緊急基盤整備事業3,244万1,000円につきましては、これもきめ細かな生活基盤整備事業に係るもので、暗渠排水9戸で9ヘクタール、心土破碎が54戸で399.87ヘクタールを実施するものでございます。

次の商工費の交流促進センター施設改修事業費4,141万2,000円につきましてもきめ細かな交付金事業で、峠の湯のドーム浴場の屋根を全面改修するものであります。

その下の商工費のターミナル物産センター施設改修事業311万9,000円につきましても、きめ細かな交付金によりまして、ターミナル物産センターの北側の壁をサイディングに張りかえ改修するものであります。

その下の土木費の町道施設整備事業の774万6,000円でございますが、これもきめ細かな交付金によりまして、美富のセブレイブンの東側になりますが、町道の雨水管及び柵の設置、さらに栄町の東陽保育園西側の町道の雨水柵及び取り付け管の改修と交差点のオーバーレイを実施するものでございます。

その下の土木費の南団地9号棟・10号棟屋根改修事業216万4,000円につきましてもきめ細かな交付金によりまして、南団地の9号棟及び10号棟の通路の屋根が老朽化によりまして破損しているため改修するものでございます。

次の教育費の学校図書購入事業164万3,000円と、その下の中学校費の学校図書購入事業89万8,000円につきましても、住民生活に光をそそぐ交付金によりまして、小中学校における学校図書の充実整備を図るものでございます。

一番下の教育費の図書館図書等購入事業542万7,000円につきましても、住民生活に光をそそぐ交付金によりまして、図書館の図書及び視聴覚資料の購入、並びに点字用

スチールブックトラックと机2台を購入するものでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思えます。

第3表、地方債の補正でございます。

一番上の農業生産基盤整備事業でございますが、これは道営畑総の豊高地区に係る分で、事業費の確定によりまして、限度額を30万円減じまして670万円とするものでございます。

その下の除雪ドーザ整備事業につきましては、本年度更新いたしますシャッターつき除雪ドーザの購入でございますが、熱線入りガラス、あるいは土砂バケット等の補助対象となる部分が増加したことに伴いまして、起債の限度額を100万円減じまして580万円とするものでございます。

一番下の臨時財政対策債、これは交付税制度の見直しによりまして、交付税の不足分の一部を地方債に振りかえられたもので、後年度に交付税措置がなされるものであります。今年度末におけます最終財源調整によりまして、後年度の地方債償還額の軽減を図るため、限度額を7,042万円減じまして3億5,600万円とするものでございます。

この結果、平成22年度の地方債借入額の総額は6億3,010万円となるものでございます。

それでは、次に33、34ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございます。

歳出でございますが、今回の補正につきましては、年度末におけます額の確定、あるいは実績に基づきます整理でございます。

このページの中ほどに、4、ふるさとづくり等事業費の増、積立金2万円とございます。これにつきましては、本年3月9日から3月31日までの間に4名の方々からいただきましたふるさと寄附金をふるさとづくり基金に積み立てするものでございます。

一番下の財政調整等基金積立金の増、積立金3億1,801万円でございます。これに

つきましては、本年3月9日に美幌町字報徳にお住まいの大屋委代様より、図書館蔵書のために役立ててほしいと1万円の御寄附をいただきました分と、今回の年度末整理に伴う執行残及び特別交付税等の額の確定に伴い、平成23年度に実施する事業分の財源確保として、一たん財政調整基金へ積み立てするものでございまして、財政調整基金へは1億3,801万円を積み立ていたします。

それと、後年度の事業費に対する財源確保分として、公共施設整備基金へ1億8,000万円を積み立てするものでございます。この結果、年度末におけます財政調整基金の残高は8億3,608万6,000円となる見込みであります。

なお、公共施設整備基金の残高につきましては、5億5,368万8,000円となるものでございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましても、年度末におけます額の確定、あるいは実績に基づく整理でございますが、下から2段目の社会福祉総務費の一般事務費の増の、一つ飛びまして積立金2,600万円の計上でございます。これにつきましては、ことしの2月の臨時議会におきまして、きめ細かな交付金により、平成23年度に実施する子宮頸がん等の予防ワクチン接種業務に充当することで、福祉基金に500万円の積み立てを行ったところでございますが、子宮頸がんワクチンが不足している状況から執行できないということで、今回、きめ細かな交付金を商店街イルミネーション受け口改修工事と峠の湯のドーム型の屋根改修工事の事業費に財源を振りかえるために400万円を減額する部分が一つございます。

それと、今後の福祉施策に伴う財政負担に対応するため、今回の補正予算の財源調整によりまして3,000万円を積み立ていたします。したがって、両方あわせて2,600万円の計上となっております。

次に、38ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の段の上から6行目、8、他会計負担事業費の減、繰出金のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金61万円の増でございます。これにつきましては、平成22年度の市町村事務費の実績に伴う一般会計からの繰出金の増でございます。

このページの一番下の段の上から2段目になります、2、子ども発達支援センター事業費の増、図書2万円の増額補正でございますが、これは光をそそぐ交付金で、消耗品の執行に伴い最終財源調整分で、子ども発達支援センターの教材用図書を購入するものでございます。

そのほかにつきましては、年度末におけます額の確定、あるいは実績に基づく整理でございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思っております。

上から3段目になります、季節保育所運営事業費の減の消耗品費14万7,000円の増でございます。これも光をそそぐ交付金でございます、児童センター等からの執行に伴います財源調整で、季節保育所の教材用図書を購入するものでございます。

そのほかにつきましては、年度末におけます額の確定、または実績に基づく整理でございます。

次に、42ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましては、年度末におけます額の確定、または実績に基づく整理でございます。

次に、44ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目になります。林業推進事業費の増の、三つ飛びまして積立金101万7,000円でございます。これにつきましては、本年3月11日に東京都調布市にお住まいの谷戸章太郎様より、林業振興に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただきまし

た。もう一方、3月16日にNPO法人コンベンション札幌ネットワークとの森林整備に関する協定に基づき、製造科学技術センターから1万6,500円の御寄附をいただきましたものを、未来への森林づくり基金へ積み立てするものでございます。

そのほかにつきましては、年度末におけます額の確定、あるいは実績に伴う整理でございます。

次に、46ページをお開きいただきたいと思いますのですが、このページにつきましても年度末におけます整理でございます。

次に、48ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下から2段目になります活動促進事業費の増、消耗品64万4,000円でございます。これも光をそそぐ交付金によります図書館の図書購入でございますが、小中学校における交付金で整備した学校図書の執行残を振りかえ、財源調整のための増額補正でございます。

そのほかにつきましては、年度末におけます整理でございます。

次に、50ページをお開きいただきたいと思いますのですが、このページにつきましても、同じく年度末の整理でございます。

次に、52ページにつきましても年度末における整理でございます。

それでは、23ページ、24ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。このページにつきましても、額の確定に伴います整理でございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目になります地方交付税の増、2億8,008万2,000円の増額補正でございますが、これは今回、特別交付税の額の確定によります増額でございます。今年度の交付税の総額は、普通交付税が39億5,635万7,000円、特別交付税が3億3,008万2,000円、合計で42億8,64

3万9,000円となったところでございます。

そのほかにつきましては、年度末の整理でございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどに社会資本整備総合交付金の増、152万5,000円の増額補正とございます。これにつきましては、雪寒路線の除雪経費及び本年度購入いたしました除雪ドーザの補助対象経費の増に伴う増額補正分でございます。

そのほか、このページにおきまして、国庫補助金のきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、執行見込みによります最終財源調整のための組みかえでございます。

このページの一番下になります、地域づくり総合交付金の増、10万円でございます。これにつきましては、木質ペレットストーブの宣伝普及費の執行残に伴いまして、パスポートの発給事務へ充当し、交付金の組みかえを行うものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

上から4行目になります、地域づくり総合交付金の増、18万5,000円でございますが、これにつきましては、子ども発達支援センターの児童デイサービスの運営に係る助成金の追加配分によるものでございます。

中ほどに、森林組合出資配当金100万円とございます。これにつきましては、美幌町が森林組合へ出資しております5万口、2,500万円の4%分として出資配当金が入ってくるものでございます。

その下の土地売却代の増1,284万7,000円につきましては、美幌町字西2条北2丁目の旧美幌保育園の跡地、これは4番地の60と4番地の61の2筆で、面積につきましては2筆合わせまして699.48平方メートルで、1,265万2,000円で売却したものでございます。

それと、もう1点、旧豊岡小学校前の交差点改良に伴うのり面用地として、305.4平方メートルで2万4,432円。さらに、報徳の大屋茂様宅西側になりますが、町道第21号道路補償工事に係る用地処理完了に伴いまして、残地の1,729平方メートルを17万3,417円で売却を行ったものを合わせまして、既定予算との整理を含めまして合計で1,284万7,000円の増額補正を行うものであります。

その下の一般林売払代の増、81万5,000円でございますが、これは登栄の町有林のカラマツ13.72ヘクタールのうち、直営で伐採しました86.826立方メートル分の立木売り払い分でございます。

次の一般寄附金の増、1万円につきましては、本年2月21日、仲町1丁目にお住まいの方から、役場内で財布を落として拾っていただいたお礼にと1万円を御寄附いただいたものでございます。

その下のふるさと寄附金の増、102万円の増でございますが、これは本年3月9日から3月30日までの間に5名の方々からいただきましたふるさと寄附金でございます。

一番下、図書費寄附金の増、1万円につきましては、本年3月9日、報徳にお住まいの大屋委代様からの寄附金でございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の林業費寄附金の増、1万7,000円でございますが、これは本年3月16日、NPO法人のコンベンション札幌ネットワークとの森林整備協定に基づきます製造科学技術センターからの寄附金でございます。

中ほどに雑入とございます。雑入の上から3行目になります物品等売払の増、174万7,000円の増額でございますが、これはリサイクルセンターにおけますペットボトル及びその他プラスチックの売却代でございます。

雑入の下から2行目になります、森林組合事業割配当金21万7,000円につきまし

ては、町有林の下草刈り等の森林組合等へ委託しております事業費272万3,000円の8%分が事業割配当金として入ってくるものでございます。

その下、いきいきふるさと推進事業助成金100万円でございますが、これは町内商店街で開催いたします各種イベントに対する商店街活性化事業の助成金でございます。

その下の町債につきましては、地方債のところで御説明申し上げましたので省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第12 承認第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 承認第2号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の54ページをお開き願います。

承認第2号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めらるものでございます。

55ページをお開き願います。

専決処分書。

療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次のページの56ページで御説明申し上げます。56ページをお開き願います。

平成22年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）。

平成22年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるものとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,807万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。67、68ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末事業の確定による補正であります。

68ページの一番下の国民健康保険基金積立金87万2,000円の増につきましては、剰余金による積立金であります。

なお、今回の補正で、22年度末現在の基金残高につきましては3億6,003万6,000円であります。

歳出は以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

63、64ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

64ページの上から3行目であります。特別事情の特別調整交付金のうち、経営姿勢分1,300万円につきましては、収納対策、医療費適正化収納対策等の経営状況が良好と認められたことにより交付されたものであります。

その下の財政負担増分の1,396万4,000円につきましては、オホーツク振興局、北海道に要望した結果、重障、重度心身障害児施設入所者に係る国民健康保険の療養給付費等が高くなるということから、平成20年度、21年度に引き続き、今年度も交付されたものでございます。

二つ飛びまして、非自発的財政負担増分交付金91万9,000円につきましては、地方税法の改正に伴い、平成22年4月1日から施行いたしました非自発的失業者国民健康保険税の軽減措置で、前年給与所得の100分の30とみなして算定し、離職の翌日から翌年度末までの期間の制度であります。今回の補正の内容につきましては、それに係る特別調整交付金でございます。91万9,000円でございます。

それから、下から2行目の収納率確保向上対策交付金600万円の増につきましては、道の交付金の規則に基づきまして、美幌町において保険税の収納率の確保の向上に積極的に取り組んでいるということで、20年度の現年度収納率が上がったこと、あるいは、22年1月現在と今年度の1月現在に比べてそれぞれ上昇していることから、特別調整交付金として600万円交付されるものでございます。

なお、4月末現在の収納率につきましては95.31%と、昨年よりも0.86%伸びている状況であります。このほかにつきましては、事業の確定等に伴い補正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第13 承認第3号

○議長（古館繁夫君） 日程第13 承認第3号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 70ページをお開き願います。

承認第3号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めらるものでございます。

71ページをお開き願います。

専決処分書。

医療給付費に係る会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、72ページで御説明申し上げます。

平成22年度美幌町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度美幌町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出それぞれ132万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。81、82ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末事業の確定によるものでございます。

このページにつきましては、事業の確定等によるものの減額でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

79、80ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

80ページの下から2行目の一般会計繰入金、207万円の減につきましては、歳出の医療諸費の減額に伴い、一般会計から繰入金を減額補正するものでございます。

そのほかにつきましては、額の確定によるものでございます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第14 承認第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第14 承認第4号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 84ページをお開き願います。

承認第4号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めらるるものでございます。

85ページをお開き願います。

専決処分書。

後期高齢者医療保険料に係る会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の86ページで御説明を申し上げます。

平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

平成22年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入予算の補正。

第1条、歳入予算の補正につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。91、92ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

92ページの現年度分特別徴収保険料、61万円の減につきましては、実績確定によるものでございます。

その下の事務費繰入金、61万円の増につきましては、特別徴収保険料61万円の減額に伴い一般会計から繰入金を増額するものでありますが、基本的には、後期高齢者保険料につきましては歳入歳出は同じ額でありますけれども、今回、出納整理期間における4月から5月分までの保険料の納入及び還付につきましては、翌年度精算することにより、今回、一般会計から繰入金を増額補正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま

す。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第15 承認第5号

○議長（古舘繁夫君） 日程第15 承認第5号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の96ページをお開きください。

承認第5号専決処分の承認についてを御説明申し上げます。

次のページ、97ページをお開きください。

専決処分書。

以下につきましては、補正予算で説明しますので、次の98ページをお開きください。

平成22年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における事務事業の確定、あるいは確定見込み、執行残等の整理をし、それぞれの補正をいただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ422万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,006万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方

債の補正」で御説明申し上げますので、101ページをお開きください。

第2表、地方債の補正。

公共下水道事業につきましては、終末処理施設改修工事の入札執行残により、1,270万円から限度額30万円を減額して1,240万円とするものです。

次に、事項別明細書の歳出から御説明しますので、107、108ページをお開きください。

歳出につきましては、事務事業の確定、執行残等の整理をし、記載のとおり減額をいただくものです。

108ページの説明の上から3段目、償還金利子及び割引料の40万円の増額につきましては、本年3月末に判明しました下水道使用料金の誤賦課に対する過誤納還付金の増額補正であります。

次に、歳入について説明しますので、105ページ、106ページをお開きください。

歳入につきましては、下水道使用料40万円を増額し、以下の記載につきましては、確定、あるいは確定見込みによる減額であります。

以上、説明しましたのでよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古舘繁夫君） 休憩中に議会運営委員会が開かれましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住さん。

○12番（吉住博幸君） 休憩中でありました、その中で、休憩後の議会運営をどうしたらいいかというテーマでお話しさせていただきました。

懸念される案件ということで、専決処分ではありますが、賛成討論、反対討論をしたいという申し出を事前に受けておりましたので、それについてどう扱うべきかという議論がありました。

ただ、皆さんに御案内した休憩時間の締め切りが迫っておりましたので、あえて申し上げますと、日程第17承認第7号の説明を受けた、質疑応答後、さらに休憩をとりまして、賛成討論の人数、反対討論の人数等も掌握の上、再開して採決に入りたいという思いが漠然としてあるところです。

確認は、人数がまだ掌握できておりませんので、そういう意味で承認第7号の質疑応答終了後、議運を開くために再度休憩をとりたいということでもあります。

◎日程第16 承認第6号

○議長（古舘繁夫君） 日程第16 承認第6号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の112ページをお開きいただきたいと思います。

承認第6号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の113ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

東日本大震災支援対策のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年4月5日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の114ページで御説明申し上げます。

平成23年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ103億3,272万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

それでは、124ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

東日本大震災支援対策事業費の834万8,000円でございますが、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震の被災地から美幌町へ避難されてきた方々への対応と、職員及び消防隊員の派遣要請に対する経費並びに支援物資等の輸送経費についての補正でございます。

まず、普通旅費の328万7,000円につきましては、被災地の市町村から職員の支援要請を受け、全国町村会で調整しているところでございますが、宅地危険度判定士、あるいは一般事務に対する要請に対応するため、短期派遣として職員を6泊7日で12名分。また、1カ月の派遣分として2名分、石巻市を予定しまして計上してございます。

次の消耗品につきましては、派遣職員に対する装備品、14名分として28万円。それから、現地での資金前渡分として80万円。

また、被災地から美幌町へ非難されてこられた方々で、美幌町の公営住宅等に入居された世帯に対し、布団等の寝具等を購入する部分として、10世帯30名分を見込み60万円を。さらに、支援物資等輸送のための梱包資材として2万円の合計170万円でございます。

次の通信運搬費10万円につきましては、町民の皆様から御提供いただきました支援物資の輸送料でございます。

次の機械等借上料の10万円につきましては、美幌町へ避難され公営住宅等に入居された世帯へ、冷蔵庫あるいは洗濯機等の大きな家電について借り上げ貸与するもので、10世帯分を予定しての計上でございます。

次の機械器具等の150万円につきましては、同様に、美幌町へ避難された公営住宅等へ入居された世帯へ、石油ストーブ等の暖房設備を購入する分で、これも10世帯分計上してございます。

次の負担金、美幌・津別広域事務組合負担金の66万1,000円でございますが、これは緊急消防援助隊北海道隊から石巻市への消防職員の派遣要請を受け、救急隊員2名の6泊7日分と、消防タンク車及び消防隊員5名の6泊7日分の派遣費用として、総額92万1,000円でございますが、このうち美幌町分として66万1,000円を計上してございます。

一番下段になりますが、扶助費、生活一時金扶助100万円につきましては、美幌町へ非難され公営住宅等へ入居された世帯に対し、生活基盤の回復に要する生活物資等購入に充てるため、生活一時金として1世帯当たり10万円を支給するもので、10世帯を見込み計上したものでございます。

それでは、122ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入のほうでございますが、財政調整基金繰入金が増、834万8,000円でございます。これにつきましては、今回の補正に係る財源について、財政調整基金に求めるもの

でございます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしく
お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

2番大江さん。

○2番（大江道男君） 専決処分については、もちろん了としておりますが、予算の計上、積み立て、積算の根拠はわかりました。

それで、4月5日に専決処分して既に1月を経過しております。支援状況、あるいは派遣、あるいは受け入れ及びその後、国や道からの当美幌町への要請、そういう状況について、できるだけ詳しく御説明いただければありがたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（高崎利明君） 今現在の美幌町の被災者受け入れ状況についてでありますけれども、今現在、美幌町の公営住宅に入っている世帯は、4世帯12名が避難しております。それ以外に、実家等に避難している世帯につきましては、3世帯8名がいらっしゃいましたが、向こうの被災状況、断水とかが終わったということで、今週までにすべて自宅のほうに戻るといふふうに聞いております。

受け入れ状況については以上でございます。派遣状況についてでありますけれども、派遣状況につきましては、全国の町村会のほうより一般事務の派遣要請がありましたけれども、美幌町として短期間1カ月の派遣支援ができるということで報告をしておりましたが、調整をした結果、派遣要請673名に対しまして全国の町村から2,600名余りの派遣申し出があり、美幌町につきましては派遣決定に至らなかったということで連絡を受けているところであります。今後につきましても、必要に応じまして要請をするということで聞いておりますので、その都度、要請があった段階で考えていきたいというふうに考えております。

それと、消防につきましては、石巻市のほうに4月13日から19日の間、救急隊員を

2名派遣しております。それと、4月25日から5月1日まで、消火隊員が5名ということで、津別町も含んでおりますけれども、5名が石巻市のほうに災害派遣に行っております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江さん。

○2番（大江道男君） 4月5日は専決ということで、公の場所での議論が実はできない、自治法上の制約がありまして専決処分、臨時議会での補正予算というふうに相ならない。そういう中で、美幌町の取り組みがなかなか外に発信し切れないと、こんな状況で、努力はされているかと思いますが、町民としてはなかなか美幌町の取り組みが見えないと、そんな感じにいるわけで、そういう意味で、専決処分の報告ではあります。なお聞かせていただければと思っています。

実は、4月の半ばに農林水産省が、福島原発の放射能を浴びている牛などを中心としまして、もちろん除染をした上で十分安全が確保された牛をとということだと思っております。全国に対してぜひ受け入れ先を探していると、こういうメッセージが、美幌町の取り組みから言えば3週間ほどおくれて政府が重い腰を上げました。

美幌町といたしましては、峠牧場を保有しております。たしか4月の頭の時点では職員が若干人員整理を行ってはいるが、現体制のもとで150頭程度は受け入れ可能であると、こういう情報も政府筋に出されたものというふうに思っております。私はそういう意味で、美幌町が農業の町としてこういう形の貢献もできるのかなという期待を持っておりましたが、その部分を含めてなお補足があれば御説明いただければありがたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） ただいま御質問の件でございますけれども、峠牧場で被災牛を預かってはどうかというお話がありまして、一応その検討を現在もしている状況でござ

ざいます。

4月の当初、お預かりする牛については、今回の被災を受けた地域、それと、福島県の放射能を浴びているところ、特定地域という二つの分け方をしております。当初につきましては、どこの地区もそうなのですが、例えば姉妹提携をしているとか、日常的に牛をお預かりしているとか、そういう関係あるところの話がありまして、私どもとしましては、茨城県の小美玉市、茨城空港があるところなのですが、その美野里牧場の牛を長年預かっておりました。そこに4月12日に連絡がきましたので状況の確認と、一応、町長の意向として、牧場で何かあればお預かりする覚悟はありますよという通知をしております。そこについては直接の被災を受けていないということで、4月11日まで原乳の出荷はできなかつたけれどもできたということと、現在については大きな被害等もないので、その意向については今後検討させていただきたいという状況で終わっております。

それからもう1点、今、御質問の福島県内の牛の原発の関連で問い合わせが、美幌町については具体的に来たのが、4月22日に牧場のほうへ来ております。その中においては、基本的にはどこから来たかといいますと、日本草畜産種子協会ということで、そこでまとめて農水省に資料を渡して、それを福島県に渡すという話でした。それで、そういう流れでは余りにも遅いのではないですかというお話をさせていただいて、実は、福島県の川俣町、今回の30キロ圏内に一部入っているところに私の友人が対策本部で対応をしているということがあったもので、一応その町長に、美幌町で対応する牛を受け入れる用意はあると、具体的にそういう事例があるのでですかという問い合わせをさせていただいております。それにつきましては、最終的には5月6日に連絡がありまして、一応、川俣町の牛については地元で処理する、というのは、地元で売り払いをするか、近隣で預

かってもらうかにして、一応、酪農家はすべて休止をしたいという連絡が来ております。

20から30キロ圏内の部分については具体的な情報が得られなかったもので、現在、農水省と確認をやっているところですが、農水省としては、なかなかこちらまで牛を連れてくる状況ではないのではないかと、いうことを言うておまして、県外、言うなれば30キロを超えている部分についても、もしそういう希望があれば情報をいただきたいというふうにお伝えをしている状況でございます。

一応、牧場の道及び国とのやりとりについては、今、御報告した状況でございますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（高崎利明君） 済みません、先ほどの答弁でちょっと漏れておりました部分を説明させていただきます。

先ほどの支援状況の中で、避難者に対する物資の部分の答弁が漏れておりましたので、まず、町営住宅、道営住宅に入っております4世帯分につきまして、先ほど説明しましたとおり生活一次資金、4世帯分40万円を各世帯に扶助しております。それ以外に、こちらに入っております世帯に対しましては、ストーブを4台つけさせていただいたのと、冷蔵庫、洗濯機につきましては、冷蔵庫は4台、洗濯機は知人からもらえるのがということで3台、町のほうで用意しております。それから、町のほうで予定しておりました布団につきましては、町民からの支援がありまして、そちらのほうで対応しましたので、町のほうでは購入しないで町民から、今回、布団以外にもいろいろな、電子レンジだとかたんす、食器類も提供を受けたものをそのまま支援させていただいております。

それ以外に、こちらの専決の予算ではありませんけれども、町のほうとしましては被災地に、毛布200枚、マスク1万枚、タオル1,000枚を先に発送した後、町独自で町民に呼びかけました、タオル、バスタオルの

部分につきましては、31名の町民の方から支援を受けまして、総数で1,559枚のタオル、バスタオルを町のほうに届けていただいたということになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎会議時間延長の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

◎日程第17 承認第7号

○議長（古館繁夫君） 日程第17 承認第7号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の126ページをお開きいただきたいと思います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の127ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例適用のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年4月28日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の128ページから御説明申し上げます。

平成23年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万円を追加し、歳入歳出それぞれ103億3,580万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

それでは、138ページをお開きいただきたいと思います。

議会運営費の増、交付金、政務調査費交付金308万円の増でございますが、ことし1月の臨時議会におきまして可決されました政務調査費の交付に関する条例について、施行日が5月1日であることから、今回、補正をさせていただくものでございます。

中身につきましては、議員1人当たり月額2万円で、5月から来年の3月分までの11カ月分を計上したものでございます。

それでは、136ページにお戻りいただきたいと思います。

財政調整基金繰入金の増、308万円でございますが、今回の政務調査費交付金に係る財源として、財政調整基金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

7番上杉さん。

○7番（上杉晃央君） 今回の専決処分による補正予算でございますけれども、当初予算に盛り込まないで4月28日の専決ということで相当期間がございました。この間、私どもを含めまして、統一自治体選挙、町議選挙がありまして、選挙結果の中で落選された現職の候補の方でも、この条例の制定過程の中で政務調査費について時期尚早ではないかというようなお考えを持たれていたやにも漏れ伝わって聞いておりますし、また、政務調査費に明らかに反対、あるいは議員報酬削減を有権者に強く訴えておられた2人の候補の方、落選はしておりますけれども得票数はお二人合わせて682票ということもありまして、これは有権者の一定の大きな意思とも読み取れると思っておりますけれども、町長、これらの選挙結果を含めて、どのように踏まえて、今回、専決処分をされたのかについてお答えいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 上杉議員の質問にお答えをしたいと思いますけれども、政務調査費については、この1月の臨時会で議会の中で全会一致という形で条例が制定された。予算を伴う条例の制定ができ上がったということになれば、過去の事例判例を見ますと、これは予算措置をしなければいけないということも踏まえながら、私が予算編成権を持ち、そして予算の提案権を持つということがありますから、条例ができ上がって私が提案するということになれば、私にも当然、町民の皆さんに向かって説明責任が発生すると思っておりますので、このことを私は重く受けとめてきました。

途中経過でいろいろありました。議会全会一致で決めた中で、一部の議員さんについては、例えば私は使わないとかということで、提案者、編成権を持つ私としては非常にとまどいを持ったところでもあります。そして、この施行日が5月1日ということは、第16次の議員の皆さんが決定したことを、17次の

新しい議会体制の中の議員さんに向かって予算が使えるという状況をどうとらまえるかということで、私も悩みました。その中で、5月1日施行ということは、当然、町政のスケジュールの中には間に町議会選挙、町長選挙を含めて統一地方選挙があるということ、既に予定として組まれている中で5月1日がスタートだということは、間の町長選挙、町議選挙の結果も、これはやはり民意を反映する大きな判断になるという思いを持っておりました。

そんな中で、今、議員おっしゃるとおり、選挙戦の中で、私は3月の予算を議会の中で、大江議員の一般質問、あるいは予算の逐条の質問の中でも答弁をさせていただきましたけれども、ぜひとも現職の議員の皆さんは選挙戦の中でこのことをしっかり町民の皆さんに訴えていただきたいという思いもちょっと述べさせていただきました。そうした結果、新人の方を含めて3名の方が政務調査費、あるいは議員報酬について、一定の公約を掲げて選挙をされたという中でお一人の方が当選されてきたということで、新人の方がそのほかに4人、そして元職の方が1人と、5の方がこの政務調査費の決定過程に参加されていない方がいるということでもありますので、14名ですので、大体35%の方がこの決定に関与されていないということでもありますから、私も1月以降、町民の皆さんから、政務調査費については大きな疑問があり、大変厳しい声を実は聞いてきました。そんな中で、町議選挙も含めて、私はいろいろ悩んできましたけれども、美幌町にとっては、この政務調査費も大きな問題ではありますが、これ以外にも課題として、先に進む上で解決しなければいけない課題がたくさんあります。このことを焦点に、町政がとまるというそういう混乱は、私の中ではこれも避けていきたいという思いもございました。

そんなことを総合的に判断をさせていただいて、ここは予算を計上させていただいて、新しい方も含めて新体制の中で、使う方、使

われない方はいるかもしれませんが、そういった中で論議をして、改めるに遅い時期ということはないと思っておりますので、ぜひとも新しい体制の中でも、条例ができ予算が計上されたということでもありますから、ぜひとも論議を深めていただければという思いで私は今回計上をさせていただきました。そのぎりぎりの判断が4月28日であったということで、議会を開催するいとまがなかったということで、専決処分で予算を計上させていただいたという経過でございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像さん。

○10番（宗像密瑠君） ただいまの説明で十分わかったのですが、私も選挙戦の中で相当いろいろ言われました。それで、最近になってから、この基本条例というものをずっと読んでみたのですが、これは町長、基本条例を読みますと、もうちょっと町民とのコンセンサスがあってもよかったのではないかなど。私は、まるっきり反対ではありません。しかしながら、私が以前いた4年前のときには、時期尚早ということで見送った経緯があります。それには、やはりまだ成熟していない中身の中で、これをやっていいのだろうかというのが一つ疑問にありました。

今議会も新しい議会になって、皆さんときょうも含めて二、三回、いろいろなお話をさせてもらった中で、我々はこれから新しい議会に向かって変わっていかなくてはならないなど。それで、この基本条例をしっかり守って頑張っていこうという皆さんのいろいろな意見がありました。それを聞いていて、やはり、今、町長の言われているように、もうちょっと時間をかけた中で、これを進めていく中で、この条例の中にも書かれているように、住民との対話をすることによって、これから地方自治の中でも、議会の仕事の分野でも相当の量がふえてくるというものを考えたら、必要なものかなとは思っていますけれども、やはりここは住民ときちんとした折り合いがついていないと、また誤解が生じているものがあるかなと思われまますので、その

辺も含めて時間をかけて、長くとは言わなくても、この基本条例が少し走り出すまで、状況を見てという考えはあったのかなかったのか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思いますけれども。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今おっしゃるように、やはり私もいろいろな機会でのことについてお尋ねもありました。そんな中で、本当に大変厳しい声を受けましたけれども、そういう声はあっても、正当な過程を踏んで議決された条例というものは、一方では、私は今盛んに話題になっている二元代表制の大きな議会の持つ権限の一つでもあります、提案して議決するというのは。そこは尊重しなければいけないという立場もありますし、今回、つけないことでこの議論ができなくなったり、条例だけ残って予算がつかないという混乱状態は避けたいという思いでありました。

それで、今回つけさせていただいて、その上で報酬を含めて政務調査費をどうするかということ、新たな方も含まれた体制の中で、私の気持ちとしては論議を多にさせていただければなど。予算ができ上がっておりますので、使う方についてはしっかりと使って町民の皆さんに明らかにさせていただければと、そんな思いで計上させていただきました。

もちろん多くの町民の皆さんに、僕も説明責任あります。それは予算編成権と提案権に基づく説明責任でありますし、議会の皆さんは表決権というものに対する説明責任は当然あるのではないかなと思っております。

これ以上、議会のことについては私は口を挟みませんのであれですけれども、私自身に町民の皆さんに対して少ないということであれば、今後ますますこの町に軸足を置いてということをお話しておりますので、しっかりと住民の皆さんと話していきたいと、そんなふうにお話しております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませ

んか。

2番大江さん。

○2番（大江道男君） 4月28日の専決処分ということについてお聞きしたいと思います。

第16次の任期は4月30日まででありまして、しかも5月1日施行ということで効力を発すると。私は、条例と予算とが乖離することになると、それ自体がひとり歩きをいたしますので、5月1日施行日に予算がつかないということは、これは予算執行権者の町長に、どういう理由があったとしても条例違反という形になるので、それは避けていただきたいという思いを強く持っておりました。

結果的に、4月中に専決処分という形ではありましたが、予算が措置されたということについては安堵している者の一人でありませぬ。

そこでお伺いいたしますが、実は全道各地で、今回の東日本大震災で臨時議会を開くに開かれないと、そういう大変な苦い思いを持っておりますが、例えば管内では佐呂間町が19日、あるいは根室市がもっと早かったと思っておりますが、臨時議会を開いて決めるべきもの、公式に議論すべきものについては、自治法の縛りは縛りとしてあるが、公の場所できちんとやるということで、現に臨時議会を開いております。

私といたしましては、本来、専決処分すべきものではなかったというふうに思っています。そういう苦い思いをしておりますが、美幌町としてどうしても4月中に専決処分をしなければならなかったのか。努力によって臨時議会を開くことができなかつたのかと、この点を確認したいというのが1点です。

もう一つは、そもそも大震災のように、美幌町は専決処分第6号で800万円を超える4月5日の専決処分の補正予算措置をしておりますが、これも本来であれば堂々と臨時議会を開いてやるべきだというふうに思うのです。しかし、それができない状況にあるとい

う点で、改めて行政による専決処分ではなくて、議会も行政もともに四つに組んだ中で、必要なときに臨時議会がいつでも開けるといふようなことを美幌町として発信をすべきではないかと、そう思うのですが、その部分に限って御質問をいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 基本的には、やはり専決処分というのは例外中の例外だと。大江さんと同じ判断を私はしております。そんな中で、条例と予算が別々というのは全くおかしいというのは、それも私は同じ考え方があります。これは前期の議会の話になりますから言っているのかわかりませんが、やはり条例を決めるときに編成権を持っている、提案権を持っている、理事者とその辺の詰めができなかったことを悔やんでいるところなのですけれども、予算を伴う条例の提案については、そこはしっかり、これは自治法の決めでは書いてないかもしれませんが、その趣旨をいくと、やはりそこが紳士的なルールの中で同時提案というのが望ましいというのは、それは大江議員と私、同じ気持ちであります。

ただ、条例が決められた中で、私も相当このことについては先ほど来言っておりますように、予算の計上については悩みました。そんな中で、当初予算では計上せず、そして選挙戦が終わり、ぎりぎりまで判断して4月28日の専決になったということでございます。

専決処分については、当然議会の関与が後になるということで、議会の権限を奪うような結果になってしまっているかもしれませんが、ただ、もう条例ができ上がっているということでありますので、つけないことの混乱の回避をしたいということで、最終的に4月28日の専決という方法をとらせていただいたということでもあります。

予算編成権と提案権を持つ町長の悩みも、多少、御理解をいただければと、そんなふうに思っております。ぎりぎりの判断だとい

ことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 臨時会を開けなかったのかと、隣の町は19日とかということがありましたということでありましたけれども、先ほど言っていますように、そういう方法もあったのかもしれませんが、ただ、ぎりぎりまでの判断がかかってしまったということでもありますので、この責めは私が受けなければいけないというようなことだろうと思っておりますけれども、ぎりぎりの判断で28日になってしまって、開催が難しかったという判断をしたということで、専決という方法をとらせていただきました。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江さん。

○2番（大江道男君） 補足も含めて聞かせていただければと思っております。

数百年に一度の東日本大震災であります。被災地だけではなくて、全国が被災地と、あるいは被災者と心を一つにして支援をしているというときに、実は臨時議会が開かれない要素、開けられない特殊な、年度末、会計処理未確定ということで、現在で言えば、平成22年度決算に係っては、次年度に開かれる最初の議会で報告をしなければならないと。ところが、報告ができないという状況のもとで公の議会が開くには開かれないということで、町長、あるいは私ども公職にある議員も、ともに非常に歯がゆい思いを、時間を共有したわけです。

このことについては、多分、自治法が想定していなかった事態なのだろうというふうに思っておりますので、その部分も含めて、テクニク的に開けられないというような状況の背景にある問題について、私はあえてこの際、美幌町がたまたま案件もあったということと、何よりも830万円余りの堂々と臨時議会で議論をしなければならない、あるいは、町民に報告しなければならない案件そのものが専決処分せざるを得なかったということ踏まえて、ぜひ補足の御答弁をいただければとい

うふうに思っています。

なお、先ほど町長は、みずから予算編成権、提案権と執行者としての非常に苦しい板挟みをわかってもらいたいというお話がありました。私自身も当事者の一人として、このことについては町長の御期待どおり、何ゆえに報酬を削って政務調査費をつけたか、自治基本条例が目指すものは一体何か、全国町村議長会が、今、何ゆえに議会改革を求めているか、このことについては丁寧に御説明をいたしました。しかし、十分御理解いただけたかどうかは私は承知しておりませんが、そういう意味で洗礼を受けた一人であります。

今後とも、みずから判断したものについては、きちんと説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。これは質問でありますので、そのことだけ申し上げて、私の態度については追って御説明させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江議員、最初の質問の意味ちょっとわかりにくかったですけれども、ただ、今回の専決処分が南のほうのところで行われているような、乱発をして何か議会の論議を封じ込めるような、そういうつもりで専決をさせていただいたということではなくて、むしろ前向きに考えて今回こういう方法をとらせていただいたということでもありますので、そのことをまずは御理解いただきたいなと思います。

洗礼を受けたかどうかは、票がどうなったかということですが私が判断できることはありませんけれども、ただ、私自身は相当住民の皆さんからも厳しいおしかりも受けましたし、厳しい御指摘も受けたというのは事実であります。その声のほとんどは、やはり厳しい状況にあったということだけは私は受けとめて、今回こういう方法をとらせていただいたということでもあります。

大江議員、1回目の質問、内容がよく理解できなかったところがありました。申しわけございません。

○議長（古館繁夫君） 副町長。

○副議長（染谷 良君） 政務調査費のことと混同しているの、それとは分けてということでのお尋ねだったと思います。

制度的に直近の議会で専決のものは報告をするという決まりでありますので、ただ、それが会計処理上のことで、なかなか議会を開くに至らないということの理由としては、いささかおかしいのではないかとこのことだと思います。まさにそのとおりで我々も思っていますし、今後、極力正規の場で議論できるようなスタイルを可能な限り求めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 12番吉住さん。

○12番（吉住博幸君） 議長、私の今お聞きすることが逸脱であれば御注意してください。

今回の専決処分に当たって、言葉じりをつかまえるわけではないのですが、苦しまれたということも聞いております。心持ちとしてはそのとおりで思っているところではありますが、あえて一つだけ確認をさせていただきます。

実は、私は基本条例が4月1日から施行になって、むしろ喜んでいるところです。議員としての仕事が明確になったなど、堂々と町民に対しても自分の仕事はこういうものだ、議員としてこうあるべきだ。実は、私自身は喜んでいるところです。

その中で、議員提案もどんどんやりなさいというふうな文言として、私は受けとめるべき、議会に関して、あります。そういうところの基本条例をつくった座長というか、トップは、まさしく町長みずからだったと私は思っているところであります。そういう意味で、私は、みずからやるべき議会の仕事という位置づけを町長みずから我々に与えてくださって、そういう中で予算編成権はもちろん町長にありますけれども、そこは打ち合わせの中でというよりも、むしろ議決されることに対して速やかに反応すべきだったのではな

いかという意見を持っているのですよ。そこから辺、思われるところがございましたらお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっと事実誤認されていると思います。

この自治基本条例は、たまたま私が委員長でありましたけれども、町長、そして一般の町民の方、そして議会、そして職員の中から選ばれた35人の委員をもってつくり上げたものですから、私がつくり上げたということではないことだけは御理解いただきたい。私がすべて決めたわけでもありません。もちろん議会の皆さんの代表の5人の方も参画した中でこの基本条例はでき上がったということでもありますから、その辺の御理解はしていただきたい。

もちろん議会の皆さんも議案の提案権を持っておられます。特に、予算を伴う条例制定については、自治法上は多分何も書かれていないと思います。ただ、自治法が想定しているのは、予算を伴うものについては、予算編成権を持っている町長に義務を課すから、そこはお互い協議して同時提案が一番望ましいのではないのでしょうかというのが基本的な考え方だと思っておりますので、その辺は、私はすぐつけなければいけないということは、それはもう十分にわかっております。ただ、願わくば条例制定と同時に予算もつけるのが当たり前だということであれば、そのときの協議をしっかりと僕らはすべきだったのだろうなど。それはもう非常に反省していますので、そのことに戻れば反省点もありますけれども、基本的には予算を伴う条例、提案権が議会議員の提案によるのであれば、ぜひとも今後については私どもにお聞かせしていただいて、私どもと一緒に同時提案できるような方法をぜひともとっていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は4時35分といたします。

午後 4時14分 休憩

午後 4時35分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番新鞍峯雄さん、登壇願います。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 専決処分第7号について、私は反対する立場から意見を述べさせていただきます。

私は、昨年の4月から約1年以上、有権者の2割ちょっとに当たります3,600名の町民の皆さんの生の声を聞いてまいりました。いろいろな意見、要望の中でも、この政務調査費に関しては、ほとんどの有権者の皆さんがノーという答えでありました。このことは、今回、当選されました13名の皆さんも、多少なりとも先ほど来、町長が何回もおっしゃっていました。本当にこの政務調査費に関しては厳しい意見が多かったと。

よって、私は、やはり議員の基本であります有権者の意見を尊重する、この立場をしっかりと踏まえて、この政務調査費の支給に関する提案に対しては反対の立場をとるものであります。

以上、皆さんの御理解をいただいて、反対の討論とさせていただきます。

以上で、私の発言を終わります。ありがとうございます。

○議長（古舘繁夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番大江道男さん、登壇願います。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 承認第7号美幌町議会の政務調査費の交付に関する補正予算の専決処分に賛成の立場から、私は討論いたします。

今回の専決処分は、本年5月1日施行され

た美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例に必要な308万円を施行日に間に合わせるために、専決により予算計上したものであります。

賛成理由の第一は、専決処分が本年4月28日、かろうじてではありますが条例施行日に予算計上が間に合ったという点であります。そもそも美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例は、本年1月14日開催の平成23年第1回臨時議会で全会一致議決されており、本来ならば、平成23年度当初に予算計上されるべきものであります。専決処分による予算計上自体がおくれていると言わざるを得ないものであります。

しかし、4月中の予算計上によって、町長みずからが条例違反行為を行うとの異常事態をぎりぎり回避できたことは、美幌町政の円滑化にとっては好ましい措置であったと考えるものであります。

賛成理由の第2は、政務調査費は地方自治法第100条第13項の規定に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、2000年の地方分権改革によって役割が高まった自治体、議会の活性化を図ることをそもそもの目的に導入されたものであります。その使い道についても調査研究費、研修費、資料作成費、資料購入費、広報広聴費などなど、まさに議員活動の活性化以外には使い道のないものであります。

しかも、当美幌町議会にあっては、この間、議会みずから大幅な議員定数削減を行い、議会費総額の大幅な削減努力は、平成9年度対比約4割に達すると、そういう大幅な削減努力を行った上で、今回の政務調査費の計上に当たっても、政務調査費の上乗せを行わず、逆にそれを上回る報酬を削って政務調査費に充てる手だてを講じており、お手盛りとの批判は全く当たらないものであります。

2000年の地方分権改革を受けて、美幌町も3年余りの歳月を費やして、この4月から町民が主体の新しい自治基本条例に基づく

まちづくりがスタートいたしました。このまちづくりを行政とともに担う議会が、二元代表制の一翼を立派に果たすことができるかどうか、今、美幌町議会が試されているわけがあります。この政務調査費が、必ずや町民に開かれた議会、活発な議会の活性剤としての役割を果たすことを私は期待するものであります。

以上の理由から、政務調査費の予算計上に関する専決処分の承認に対する賛成の立場からの討論といたします。

○議長（古館繁夫君） これで、討論を終わります。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第18 同意第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第18 同意第2号監査委員の選任についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第2号監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本町監査委員平野茂夫氏は、平成23年4月30日をもって任期満了となったので、次の者の選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記。

議会議員のうちから選任する者。

住所、美幌町字東1条北2丁目8番地。氏名、宗像密瑠氏。生年月日、昭和20年10月2日生まれでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしく

お願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は提案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第19 議案第35号

○議長（古館繁夫君） 日程第19 議案第35号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の140ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,136万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ104億6,717万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、150ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、議会運営費の増、議員共済費等の2,903万円の増でございます。これは地方議会議員年金制度につきまして、本年3月11日に地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案が閣議決定

され、本年6月1日をもって廃止されることになりました。これは、国の施策で進められた平成の大合併により、制度の担い手になる議員の急激な減少と年金受給者の大幅な増加によるものと言われてございます。

本年金制度は、もともと全国の現職議員と地方公共団体が支える仕組みであります。平成23年6月に市町村議会議員共済会の積立金が枯渇することが確実となり、過去の債務の支払いに必要な費用の財源は、毎年度、現職議員の標準報酬月額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとなっております。

今年度につきましては、4、5月分は現行制度によります議会議員の標準月額報酬に100分の16.5を乗じた額を、6月以降につきましては、議会議員の標準報酬月額に100分の102.9を乗じて得た額を地方公共団体が負担することになったため、今回、総額で2,903万円を増額補正するものでございます。

次の補助金、住宅リフォーム促進補助金2,200万円の増額補正でありますが、これは当初予算において30件分の1,500万円の補助金を見込み計上いたしたところでございますが、申し込みを受けた結果、107件、工事費で3億1,108万3,000円の申請があったことから、今回、申請のありました工事費に対する補助金として2,200万円の増額補正をいたさようとするものでございます。

一番下段のスポーツ振興事業費の増、積立金8,033万4,000円の増でありますが、これはパークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金の積立金でございます。このうち8,000万円につきましては、前年度の決算状況及び財政状況を勘案しまして積み立てしようとするものであります。また、33万4,000円につきましては、この基金の利子の増に伴う積立額でございます。

この結果、パークゴルフ場の室内ゲート

ボール場施設整備基金の年度末残高は1億760万円となる見込みでございます。

それでは、148ページにお戻りいただきたいと思っております。

パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金利子の増33万4,000円でございますが、今回の補正により積み立ていたします基金の利息分を見込んでの計上でございます。

次の財政調整基金繰入金の増、1億3,103万円につきましては、今回の補正に伴う財源を財政調整基金に求めるものでございます。

この結果、今年度末の財政調整基金の残高は6億5,357万7,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） まず、確認ということなのですが、今御説明ありました議会費2,903万円の数字をお聞きしたのですが、後ほどまた改めて、今の計算式とか資料が欲しいという気持ちもありますけれども、まず確認をとりたいのは、この2,903万円、これが今後また発生していくのか、次年度以降どうなるのか、これをもう一度詳しく説明してもらいたい。

この財源については、当然、美幌町で言うところの一般財源、要するに交付税措置がされないのかなど。今後、町の持ち出しだということの確認をしていいのかなどということですよ。

次の住宅総務費の補正分2,200万円、これについて3月議会前に美幌町の新しい経済政策ということで、1,500万円ということで、多分、申し込みが多く殺到したのかなと思っておりますけれども、現在、この申し込み件数、金額がどのくらいまでいってこの補正に至ったのか。それと、申請を上げてい

る業者というのはどのくらいの件数になったのか。また、この補正に絡んで、この政策の中で、地元の業者が地元から物を買う購入率だとか、そういう率についてどのくらいの推移まで確認がとれているのかをお願いします。

続きまして、保健体育費、スポーツ振興費の8,033万4,000円、合計で1億円を基金を超えたということなのですけれども、実際、3億円ぐらいかかるのではなからうかという町長当選後の中身、話の中ではいい数字が来たとなると、パークゴルフ場については早期建設が可能になってきたのかなと。私も、前町長からパークゴルフ場については多くの方から意見が出ているということで、私も早期建設についてはどんどん提案してもらいたいなと思っていますが、どのくらいの時期が可能になったのか。また、農用地ではなく遊休の土地の物色はどこまでいっているのか、そういうふうな部分も何かあればお聞かせ願いたい。

それと、最後にこの補正について町長に再度聞きたいのは、現在、東日本大震災において、美幌町の各業者、受注・発注、要するに仕事がほぼなくなったような業者を私も数多く知っています。そういうところに対して、今、国、道のほうでは、東日本、要するに東北地方の業者に対しての支援策が動いていますが、我が北海道はまだ動いておらず、金融対策についてもこれからとなりますと、6月、7月の手形決裁が間に合わないという状況が出るのかなと。

これについては、多分、お調べになればわかりますけれども、知床、斜里、観光関係の地域については相当影響が出るのではなからうかという状況かなと、そういうふうに僕は確認していますけれども、そうなりますと、我が町、美幌町の業者、働いている人方。要するに、ホテルも休館になったりとか、その方々の対策が、もう既に打ち始まらないといけないと。もう5月ですから。国の対策がいつになるかわからない状況でいきますと、我が町のこれから大変になる方々の対策が、多

くのお金がかかるのかなということを考えれば、このようなお金が、美幌町の財源措置があるのであれば、その対策がいつ町長の口から出てくるのか。また、そういう調査、報告が議員団も含めてどうするのか、町としてどうするのか、その方向を今回の臨時会で町長の口から出ることを期待したのですけれども、いまだに出ていないものですから、それも重ねて、予算と対策費について町長の考えがあれば、ぜひお聞かせ願います。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） まず、議員年金の関係でございますが、これは私どもが通知を受けている中には、今後、平成70年までは続くだろうという試算をさせていただきます。

それで、議員の皆さんが、今後60年間かかるわけでございますが、公費負担にしましては、一時金を選択した場合は1兆1,600億円、それから公費負担が、一方的に年金受給を選択した場合は1兆3,600億円が必要であるということで、全体の流れとしてはそういう通知を受けておりますけれども、美幌町の部分で計算しますと、率が示された額で、先ほど説明申し上げましたように100分の102.9で試算しますと、今回の2,900万円ほど増額になるということになってございます。

当初予算で660万円ほど計上させていただいておりますが、4、5月分につきましては110万円ほど、それから6月期につきましては10分の5をお支払いしていただきたいという通知でございますので約1,728万7,000円、それから8月と11月がそれぞれ10分の2ずつということで691万4,000円ずつ、2月に10分の1ということで340万円ほど、合計で2,903万円ということになってございます。

共済組合の事務も、当然、支払い事務が残るということで、想定では平成70年までそういった事務費の負担も求められるという通知が来ている状況になってございます。

交付税措置につきましては、ただいま総務省のほうで地財計画の中にもこれを含んでいるということでございますが、全国市長会の中では交付税が不交付団体も含まれているということで、そういった要望も出されているようでございますが、具体的な通知内容については、まだ私どものほうには流れてきておりませんので、わかった段階でまたお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 住宅リフォームの助成事業の内容について御説明申し上げます。

申し込み期間は4月1日から22日ということで、先ほども総務部長が言いましたけれども107件の申し込みがありまして、総工事費で3億1,108万3,000円という形の部分で、補助額は申請受け付けの部分で3,686万円というふうになっております。

それで、当初予算の1,500万円の中で、抽選で41件ということで決めましたけれども、登録業者は町内業者でございまして、37業者うち法人が27社、個人で経営されていますのが10社ということでございます。工事受け付け状況でいきますと、法人が81件、個人の部分が20件、未定が4件という工事内容です。

重複しますけれども、具体的な工事内容なのですけれども、一番多いのが外壁屋根塗装の38件、水回り改修の36件、電化工事27件、窓・玄関ドア20件という形の部分でそれぞれの工事になっております。

先ほど言いました、地元にとりだけ落ちるのか、資材等を含めて、登録業者につきましては町内ですので、資材とか、または下請とかいろいろな形の部分でどうなるのかというのは、今後、通知した後、申し込みを受けた中でより正確に出てくると。今の段階では、業者さん自体は美幌町内でございますので、どういう形になるのかという分析につきまし

ては、今ちょっとわかりませんのでよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） パークゴルフ場の整備についてでありますけれども、今回、お認めをいただければ、1億を超える基金を持つということでございます。

何回かこの議場の中でも御質問をいただいて、大体、事業費で言うと3億8,000万円から4億円ぐらいが、大体、この近隣で54ホール整備している事業費になっているということでもありますから、今回、お認めいただくと約25%ぐらいの基金の達成率ということでもありますので、これからは事業手法、とりわけ財源をどこから調達してくるかということがありますので、早期にこれは、財源を含めまして、規模、場所、これらの具体化を目指していける状況になりつつあるということでもあります。

私、2期目のいろいろな訴えの中に、もちろんパークゴルフ場の整備、そして室内ゲートボール場の整備ということ掲げておりますので、1期目については条例をつくって将来の整備に向けて基金を積み立てるということをやってきましたので、2期目はまさに整備に向けての歩みということでもありますので、スピード感を持って極力早く、4年以内なんていう話ではなくて、極力早く実現できるように取り組んでまいりたいと、そんな思いでございます。

それから、今回の震災の影響によって仕事なくなる、あるいは影響を受けている経営者、あるいは働く方々もそうだと思いますけれども、先ほど来ちょっと議論になっておりますけれども、復旧、復興、これに向けての支援が中心になっておりますので、情報収集を含めて、既存の私どもの持っている融資の制度を使いながら、新たに何ができるかということについても検討していかなければいけないと、そんなふうに思っております。

今直ちにどうするという具体案は、今のところまだ持ち合わせておりませんけれども、

まず既存の制度を使って対応して、それで対応し切れない部分については、議会の皆さんと相談しながらいい形に、支援ができる形にしていかなければいけないと、そんな思いでおります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） まず、1点目の年金に及ぶ分なのですけれども、私もまさかこれだけ町の負担金がふえるとは予想しなかったとはっきり言います。ただ、これが今後続くのであれば、毎年予想していない2,000万円近くが町の財政から動くとなると、次年度以降の予算についてもまた大きく変わるのかと。ことはたまたまお金を出せたのかなとなりますと、意外と議会費という形での計上が、下がったつもりがまた上がるということになりますので、多くの方々にこの部分の説明をきちんとすべきかなということ。これは国のほうで決める問題ですから、我々も大分反対はしましたけれども、これ以上解決ができないというのはわかっています。

この部分については、さっき言ったとおり、今後の予算の中でいろいろ確認しなければいけないのかなと思っておられますけれども、住宅リフォームについて、今、若干細かい数字を聞いて、地元業者の地元の購入率、これについてはせっかくこういう施策なものですから、極力地元が地元を介して物を買うだとかという部分に、もう少しチェックの目を向けるべきかなと。それを再度確認したいです。

それと、この数字が、たまたま3月議会前に売買が発生した美幌町の給食センターの裏地の土地売買価格に似ているなど。それに似ているわけではないのですけれども、売買したお金の今後の方針について、たしかあときはもう一人、吉住議員も資金用途を明確にすべきではないかということをしていましたが、そのお金は、実はこれに使うのだとかというのがあるのかなのか、ちょっと聞こうかなと思っています。

それと、今、町長に答弁を求めた、これだ

けのお金が動く中での東日本大震災の町内の影響。これについては、はっきり言って相当大きいと私は調査しています。金融支援についても、今すぐ打てる金融機関の支援はないです。確認しました。であれば、地元の町としてどうするのか、早急に対策会議を立ち上げるべきと思っていますので、町長にその旨もう一度確認します。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） お認めいただければ、この後、通知を出しまして、それぞれの申請が上がってきますけれども、当然、登録業者は地元ですし、今後、内容によっては、地元で調達できるものについては、登録業者が今の37から多分ふえていくと思いますので、そういうことで進めてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 先ほどの年金の関係でございますが、今回の補正の額、約2,900万円でございますが、試算では通常の5倍ぐらいが税金から投入になると、一般財源持ち出しと言われております。ただし、この部分については4年程度、23年度と同じぐらいの金額が続いて、5年目からは一時金がなくなるということで、通常の年金分のみの負担になるのではないかとされております。

この金額については、具体的にまだ示されておられませんので、先ほども申し上げましたように、交付税措置のことも検討されているようではありますが、具体的な通知が来た段階でまたお知らせできるかと思っております。

それから、この間、議会で給食センターの裏の大型車両センター用地、あるいは備蓄倉庫の建設予定地ということでの土地の売り払いをした金額でリフォームに充てているのかということですが、決してそういうことではありませんので、3億1,100万円ほどの工事が町内で発生するという経済効果もありますので、そういったことを含めて、金額につきましては前年度の決算繰り越

し、そういったものを含めて総体的に見て補正させていただくという考えでございますので、決して土地代をこれに充てているということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 地元の経済対策ということでございますけれども、私どもの立場から発言させていただければ、今回お認めいただきたいという部分の中のリフォーム等、事業費ベースでいけば3億100万円あると。また、それから町産材の住宅制度、これも地元でお願いしております。

それと、先ほど繰越明許でお話しさせていただきましたけれども、これに対する事業も進み始めております。ですから、今のところ地元の企業の方々については、何とかそれで事業としてのつなぎをしていただきたいという気持ちはございます。

一方、今、議員が御質問のそれでもだめな部分、言うならば運転資金とかそういう部分については金融会議という部分で、私どもで金融機関、商工会議所と情報交換をしてお話しております。そういった中で、本当にどういう制度が、今、私どもがすればいいのかという話をしているところでもありますので、そういう部分についてはもう少しお待ちいただきたいと。それが本当に町として皆様に提案して御理解いただけるものか、それは十分にそれぞれ委員会も含めてきちんと御相談もして進めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 年金の数字が5年程度続くと、最初に言ってもらえればよかったなと思っておりますけれども、金額が意外と大きい。ここにいる議員の何人かは、今後、年金をもらえるかなど。私は、残念ながら年金としてはもらえる立場ではございませんので、一時金でもらうしかないものですから。ただ、本当に議員年金がなくなることによっ

て、我々議会議員の立場というよりは、生活を含めた形成が相当変わっているということも御理解願いたいということもありますけれども、非常にこの年金の金額が大きいので、次年度以降の予算に影響がなければいいなと思っております。

今のリフォームの件については答弁のとおり、また明確に取り扱ってもらえればありがたいと。

パークゴルフ場につきましては、僕もいいものを早くつくるべきと。今、多くの方が、まだパークゴルフ人口が多いときにやるべきという考えは一致します。ただ、僕は、場所は本当に申しわけないですけれども、雑種地なり使っていない土地を早く見つけるべきと思っておりますので、その辺についても協議のほうを進めてほしいなという気持ちです。

最後に、全体予算に絡めての東日本大地震の関係につきましては、観光客の増収が見込めない、要するに顧客が見込めない場合は、金融機関というのは非常に厳しいかなという場面もありますので、今すぐに金融支援というよりは、美幌町内の観光、もしくはそういう関連を受けた業者の調査をすれば一目わかると思っておりますけれども、対策は急いでやるべきと思っておりますので、その辺、再度、町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 質疑の内容と、若干、質問者ずれているところがあるので、要点をお考えになって御答弁をお願いします。

町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、スピードアップして早期着工をぜひとも目指したいと、そんな思いでおります。

遊休地の当てがあるかということですが、町で持っている土地はありますけれども、いろいろな条件がありますので、アクセスの問題であるとかいろいろありますので、適地で、例えば7ヘクタールから8ヘクタールというとなかなか難しいものもありますので、遊休地がいいのかどうかも含めて、先ほ

ど言ったように事業手法も含めて、なるべく早く実現に向けての検討を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、震災の関係については、震災のみならず金融会議という会議を持っていますので、これは金融機関、会議所、町が入っておりますので、そういうところでしっかり情報収集をしながら、打つべき手はしっかりと打っていききたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原さん。

○11番（大原 昇君） まず、住宅リフォームの件でお聞かせ願いたいと思えます。

申し込みが107件、当初30件の予定でやっていたのですけれども、これまたすごい件数だなと思っています。

ただ、これが最初3年計画というふうに私は思っていますので、これが来年、再来年と、もし30件以上申し込みがまたあれば、このときの予算だとか来年も続けるのか、今限りでやめるのかという思いもありますので、まずその辺の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

それと、その下でありますスポーツ振興のほうで、室内ゲートボール場の場所をどこにしているのか、目指しているのかもお聞かせ願いたいと思えます。

あと、パークゴルフ場ですけれども、一応予定金額が3億8,000万円から4億円というふうに見込んでいるということですから、場所も決まらないでなぜ金額が出てくるのかがちょっと、私、不思議なものですから、その辺もお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 室内ゲートボール場の場所については、いろいろなイメージを持っておりますけれども、まだ具体的になっておりませんのでお示しできない状況にあると思っております。

それから、パークゴルフ場の3億円、4億

円というのは、これは近隣で実施したそういった事業費を、パークゴルフ場の造成を含めてのもの、あと、附帯的な施設もありますので、それら含めて大体3億円から4億円というのが54ホールで標準的な事業費ということで、我々が積み上げてどういう施設を配置してとかということではなくて、近隣を見た中で、この事業費であればこういったものができるというような超概算な話ですので、これからお認めいただいた段階で早急に検討もしてまいりたいと、そして早期実現に向けていききたいと、そんなふうに思っております。

リフォームについては、当初3年間という予定でありました。1年目はこれだけ好評だということで、来年がばっと減ってしまうというのがちょっと心配ですけれども、3年間引き続きやっていきたいと。そして、このことで地域の経済を回したい。そのために、地域の施工業者の方に限定してやるということでもありますので、3年間はしっかりとやっていきたいと、そんなふうに考えております。

これは、今回の場合で言うと3,000万円で3億円のお金が回るわけですから、10倍の効果があるということでもありますから、来年30でいいのか、50でいいのか、これからでありますけれども、それがふえるとすると、また議会の皆さんと御相談をさせていただきたい、そのように思っております。ただ、非常に効果があるのではないかなという、そういう見通しに立っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江さん。

○2番（大江道男君） パークゴルフ場及び室内ゲートボール場の整備に関して、予算を認めるという立場で質問いたしたいと思えます。

8,033万4,000円ということで、昨年暮れまでの積立金が2,700万円ありますから、1億733万4,000円、目標額の約25%達成ということでもあります。

それで、美幌町の総合計画のこし4月に策定されたのを見ますと、実は計画にのっているのは2,700万円だけで全く白紙です。それで、先ほど町長、1期目は基金積み立て、2期目は4年と言わずできるだけ早期にということ、その思いはしっかり受けとめたいというように思いますが、一般に室内ゲートボール場もあわせた場合には、多分、予定されている金額は4億円では済まないのだろうと思うのですよね。

従来から、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場ということ言われておまして、それぞれそろそろ全容を明らかにしていく必要があるのではないかと。1億円を超えるという段階になりましたので、ぜひその分についてはそろそろ全容をお示しいただけないかと。

それと、パークゴルフ場につきましては、網走川河川敷を使って相当好評を博しています。一部、不便を来している向きもありますが、2カ所で行くのか、それとも集約するのかということについては、多分いろいろな議論が出てくるというふうに思います。町民の意向を最大限尊重せよという作業も迫っていますので、できるだけ計画、しかも町長の決意の一たんが示されましたので、任期内ということになりますと、できるだけ早期に全容を示していただく必要があるのではないかと。一つはその点でさらに腹の内を明らかにしていただければありがたい。

もう一つは、町の財政との関係で大丈夫なのかというのが必ず出てくるかと思えます。それで、美幌町は町民に対して、美幌町の財政状況についてはホームページ上でも示されております。私も確認をしておりますが、平成17年度決算が類似団体132団体中、実質公債費比率では23.3%ということで最悪だったというのは多くの町民の頭の中に焼きついてます。それで、町民の負担も含めまして財政健全化に取り組んで、町長は選挙後、18%を割り込むという見通しを示されました。23年度見込みで言えば、計画目標

値17に対して14.7%まで進むのではないかと。相当好転している。しかも、職員数についても計画以上の減少ということで、この点でも内部努力は相当されているということで、多分、計画以上に財政状況は相当努力されているというふうに見かけられるのですが、これだけ多額の金額を、しかもやや前倒しでやるのではないかとという思いで受け取る町民からすれば、大丈夫かという声は必ず起こると思いますので、財政の見通しも含めて、あわせてお示しいただければありがたいというふうに思います。8,033万4,000円という金額を評価した上での質問であります。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このパークゴルフ場は、本当に町民の皆さんが青空のもとで世代関係なく交流を含め、そして健康づくりのために延べ人数で約4万人の方が利用されると。現在の場所については、秋口の特に台風時期には増水して使えなくなったり、あるいは、施設を堤防外に出したりと、大変御不便をかけております。また、女性の利用者の方にとって、今のトイレで本当にいいのかどうかということも含めて、芝自体は一生懸命やっただいて、この近辺にもないようなパークゴルフ場になっておりますけれども、ただ、雨であるとか女性の使用であるとかについては、もうちょっと安心して使っていただくために、新たなパークゴルフ場の整備を目指すということで、私、1期目の公約の中で盛り込んで多くの方の支持を得たということで、今回、2期目ということありますので、スピードをアップして整備に向けたたいと。

その中で、全容をそろそろ、あるいは具体的なものをそろそろ示すべきではないかというお話であります。まさにそのとおりだと思いますので、きょうこの場ではなかなか難しいですけれども、若干時間をいただきながら、先ほど別の議員にお答えしたように、事業手法、財源も含めての話ですけれども、規

模、あるいは場所、これらについてしっかりと検討して、なるべく早い機会に示して整備に向けていきたいと。そうなると、多分、2カ所の運営は難しいと思いますので、新パークゴルフ場に集約されるだろうという予想をしておりますけれども、これまた住民の皆さんの声も聞きながらどうするかを決定していきたいと、そんなふうに思っております。

それから、財政上大丈夫かというお話ですが、財政運営計画の中でもこのことを盛り込みながら財政運営を現在しているということでもあります。とりわけ公債費比率適正化計画であるとか補償金免除の繰り上げ償還の中で示した健全財政、あるいは新しい地方自治体における健全財政の法律ができました。これらも十分にらみながら、財政運営、今日までやってきました。その結果、実質公債費比率が18%の射程距離に入ってきたということでもありますから、しっかりと今後も行財政改革、あるいはアウトソーシングをしっかりと進めて、新たな要望にはしっかりとこたえながら、その基盤となる財政健全化も図りながら住民要望にこたえていきたいと、そんな思いでいるところでもあります。

ここ数年、いろいろな手段をとってきましたけれども、一番町民の皆さんには辛抱を強いたり、あるいは負担を強いてきたということでもありますから、これからの4年間はパークゴルフ場の整備を含めて、何とか住民の皆さんと夢を一緒に紡いでいきたいと、そんな思いでありますので、一日も早い実現をぜひ目指していきたいと、そんなふうに考えております。健全財政については引き続き努力をしていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住さん。

○12番（吉住博幸君） 実は、8,000万円、びっくりしています。今までの議論過程では過年度分、もう23年になりましたから、その余った分で云々という議論の中でのお話であったかと私自身思うところがあります。そういう中で、昨年でありますけれど

も、余った分とかそういうのではなくて、政策、施策の上で毎年何ぼ積み立てたい、そういうのを提言されたいかがですかと、これは私自身が質疑とか質問の中で言わせていただいた経緯があります。

そういう中で、この8,000万円ということは、先ほども町長おっしゃるように、つくるという意味では4年以内でつくるというターゲットを定めて提案されたのかなと。そういう意味では、よく英断されているというところがありますので、少なからずそういう思いであったら、ついでに来年と再来年、このぐらいの似たような金額を積み立てたい。政策、施策の上で御理解していただきたいという話もあわせて聞いておきたいなと。もとより、この基金を積み立てるという意味内容を認めた段階で、当時の認めた議員はだれもつくるなどと言っているわけではないと私は見ているので、そこら辺の思いも決意として聞かせていただかないと、失礼な言い方ではありますが、ターゲットを絞ったのであれば、ぶれないという意味で、この後、来年、再来年も含めて、このぐらいの思いの金額を積み立てたいのだという、そこら辺の熱意を聞いておかなければ、私自身もいい意味で邁進するわけにはいかないわけです。

先ほども、この4年以内でとちゃんと言われているから、それで日本語は通じていると思いがちですけれども、額から言ったら、私は来年も再来年も似たような額を積み立てなければ、思いがあっても実現しないと思っていますので、そこら辺のことをしっかりと言っていたきたいという思いでお尋ねしたいということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この基金積み立てのときには、いつも吉住議員には力強いお言葉をいただいて、前は3,000万円のところ、若干いろいろなことがあって減額という結果になりましたけれども、そのときもかなり力強い言葉をいただきました。もうちょっとルール化したらどうだと。1億円だったら

1億円積みと。そんな3,000万円と言わず、町民の声を受けたらもうちょっと積みというようなお話がありましたけれども、ただ、この基金条例をつくったときからお話しておりますように、財政がなかなか読めないという厳しい状況の中で、何とか繰り越し財源の中から少しでも積み立てをさせていただきたいという思いでやってきましたので、毎年1億円積むということは、思いはあってもなかなか難しいということなので、決算状況がある程度見通した中で積立額を決めさせていただきたい。

前回も修正の際には、財調のほうに積んではどうかというお話でありましたけれども、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場の基金ができましたので、これはしっかり色をつけてやるということでありまして、毎年幾らかという具体的な数字を上げるというのは難しいという御理解をまずいただきたいなと思います。

ただ、熱意だけは、先ほど来答弁させていただいているように、多くの町民の皆さんが待っている施設でありますので、後は財源、これを積極的に早急に何とか見通しを立てながら提案をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住さん。

○12番（吉住博幸君） 悪い意味でとらえないでください。それが不安になるのですよ、みんな。だから苦しくても、何かを抑えてでもこれをしていくのだという力強いその思いなのです。そういうあやふやでなくて、きっちり4年後にはつくるのだぐらいの熱意が、その言葉でまた期待している町民に対して不安がらせる。おれについてこい、このぐらいの思いでやっていくのだというぐらいの熱意があって、具体的に年次的な予算づけ、これがあるべきだということだけは言わせていただいております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 力強い声にこたえるようにしっかり頑張っていきたいと、そんな

ふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第35号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は6時といたします。

午後 5時34分 休憩

午後 6時20分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古舘繁夫君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について委員長から報告を求めます。

12番吉住委員長。

○12番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。

報告内容は2点であります。

1点目については、両常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査の申し出があったので、緊急事件として認め日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することいたしました。

2点目については、吉住博幸議員外12名から、美幌町自治基本条例に基づく議会改革に関する調査のため、美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会設置に関する決議

案の提出があったので、緊急事件と認め日程に追加し、追加日程第2として審議することといたしました。

以上、報告いたします。

◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、閉会中の継続調査及び決議案第1号美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会設置に関する決議についてを緊急事件と認め、日程に追加し、閉会中の継続調査を追加日程第1、決議案第1号美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会設置に関する決議についてを追加日程第2として、直ちに議題とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査及び決議案第1号については、緊急事件と認め、日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2として直ちに審議することに決定いたしました。

◎追加日程第1 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 決議案第1号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第2 決議案第1号美幌町自治基本条例に基づく議会改

革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、13人の委員で構成する美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会を設置して、これに付託の上、平成24年3月末日まで、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は13人で構成する美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、平成24年3月末日まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さん、3番早瀬仁志さん、4番柏葉久子さん、5番中嶋すみ江さん、6番松浦和浩さん、7番上杉晃央さん、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さん、10番宗像密瑠さん、11番大原昇さん、12番吉住博幸さん、13番橋本博之さん、以上、13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました13人の方を美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

午後 6時25分 休憩

午後 6時27分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に吉住博幸さん、副委員長に大江道男さん。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

◎日程第20 報告第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第20 報告第3号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第3号専決処分の報告についてはこれで終わります。

◎閉会の宣告

○議長（古舘繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第4回美幌町議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時28分 閉会

美幌町議会議長

副議長

署名議員

署名議員